



平成 26 年 6 月 11 日

各 位

会 社 名 東武鉄道株式会社
代 表 者 名 取締役社長 根津 嘉澄
(コード番号 9001 東証第 1 部)
問 合 せ 先 財務部課長 久保田 健一
(TEL. 03 - 5962 - 2176)

第 1 0 4 回および第 1 0 5 回無担保社債の発行について

当社は、平成 2 6 年 3 月 2 6 日開催の取締役会において、国内普通社債の発行を決議いたしました
が、その発行条件が下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

第 1 0 4 回無担保社債（7 年債）

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 社 債 の 名 称 | 東武鉄道株式会社第 1 0 4 回無担保社債（社債間限定同順位特約付） |
| (2) 募 集 総 額 | 金 1 0 0 億 円 |
| (3) 各 社 債 の 金 額 | 金 1 億 円 |
| (4) 利 率 | 年 0 . 5 1 2 % |
| (5) 発 行 価 格 | 各社債の金額 1 0 0 円につき金 1 0 0 円 |
| (6) 償 還 金 額 | 各社債の金額 1 0 0 円につき金 1 0 0 円 |
| (7) 償 還 期 日 | 平成 3 3 年 6 月 1 7 日 |
| (8) 利 払 日 | 毎年 6 月 1 7 日および 1 2 月 1 7 日
(平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日を第 1 回の利払日とする。) |
| (9) 申 込 期 間 | 平成 2 6 年 6 月 1 1 日 |
| (1 0) 払 込 期 日 | 平成 2 6 年 6 月 1 7 日 |
| (1 1) 募 集 方 法 | 一般募集 |
| (1 2) 担 保 | 本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。 |
| (1 3) 社債等振替法の適用 | 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第 6 6 条第 2 号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第 6 7 条第 2 項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。 |
| (1 4) 振 替 機 関 | 株式会社証券保管振替機構 |
| (1 5) 財 務 代 理 人 | 株式会社みずほ銀行 |
| (1 6) 引 受 人 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を主幹事とする引受証券団 |
| (1 7) 申 込 取 扱 場 所 | 引受会社の本店および国内各支店 |

第105回無担保社債（12年債）

- | | |
|----------------|--|
| (1) 社債の名称 | 東武鉄道株式会社第105回無担保社債（社債間限定同順位特約付） |
| (2) 募集総額 | 金100億円 |
| (3) 各社債の金額 | 金1億円 |
| (4) 利率 | 年1.081% |
| (5) 発行価格 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| (6) 償還金額 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| (7) 償還期日 | 平成38年6月17日 |
| (8) 利払日 | 毎年6月17日および12月17日
（平成26年12月17日を第1回の利払日とする。） |
| (9) 申込期間 | 平成26年6月11日 |
| (10) 払込期日 | 平成26年6月17日 |
| (11) 募集方法 | 一般募集 |
| (12) 担保 | 本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。 |
| (13) 社債等振替法の適用 | 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。 |
| (14) 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 |
| (15) 財務代理人 | 株式会社三菱東京UFJ銀行 |
| (16) 引受人 | みずほ証券株式会社を主幹事とする引受証券団 |
| (17) 申込取扱場所 | 引受会社の本店および国内各支店 |

以上